

富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村  
地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 協議会の会議に関する事項
- （2） 協議会の資料作成に関する事項
- （3） 協議会の庶務に関する事項
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項

（職員等）

第 3 条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、富田林市産業まちづくり部長をもって充てる。

3 事務局員は、富田林市産業まちづくり部道路交通課の交通政策担当職員をもって充てる。

（専決事項）

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、会長が必要と認められる事項については、この限りでない。

- （1） 事務局の運営に関する事項
- （2） 協議会の会議の開催及び運営に関する事項
- （3） 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関する事項
- （4） 物品及び現金の出納に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、事務局の運営に関して必要な事項

2 前項の専決における取扱いについては、富田林市事務専決及び代決規程（昭和49年富田林市規程第2号）の例による。ただし、市長の決裁事項及び副市長の専決事項に該当する事項については、会長の決裁を受けなければならない。

（文書）

第5条 事務局における文書の取扱いについては、富田林市文書取扱規則（昭和55年富田林市規則第2号）の例による。

（公印）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、書体、寸法、用途及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱いについては、富田林市公印規則（昭和31年富田林市規則第3号）の例による。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年10月5日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	書体	寸法	用途	管理者
富田林市・太子町・河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会会長印	てん書	24mm×24mm	会長名をもって発する文書	事務局長